

(5) 奥ノ院系配水管新設工事 (その1)

意見・質問	回答等
<p>○落札額が 99.3%となっているが、予定価格を定めていたのか。</p> <p>○随意契約を行った理由は。</p> <p>○この工事について、先の工事の請負率を適用しないのか。</p> <p>○管の違いは。</p> <p>○掘削する等の手間が省けるということか。</p> <p>(委員長のまとめ) この案件については、随意契約もやむを得ないものと思いますが、今後も、随意契約の適用については、その案件の性質又は目的が競争入札に適しないものかどうか慎重に判断をしてください。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随意契約においても、予定価格を定めています。</li> <li>・工事は、先に発注した長法寺・北連絡管布設工事(2工区)と同一ルートで、連絡管工事掘削内での同時施工です。新たに工事を実施した場合の騒音や振動、交通規制等に起因する地域住民に与える影響と工事の緊急性並びに費用軽減の経済的合理性から、連絡管工事(2工区)の落札業者と随意契約をしました。</li> <li>・先の工事の変更であれば適用しますが、新たな別途工事ですので適用していません。しかし、経費等の積算については、調整を行っています。</li> <li>・連絡管は、水道の計画によりまして、他の地域から水を送り補強する管です。配水管と同じ所に平行して入れています。管の用途が、異なります。</li> <li>・コストの面と同じところを二度掘ることになるため、地域住民等にご迷惑をかけないようにするためです。</li> </ul>